

開催日時	2006年11月21日(火) 16:00~19:10
場 所	コラボしが2 1 3階 中会議室2
参加者数	委員9名 河川管理者25名 一般傍聴者5名

1. 決定事項

- ・次回以降の水位操作WG検討会の日程が以下の通りに決定した(11/21時点)。
 - 第6回水位操作WG検討会 12月8日(金) 13:30~16:30
 - 第7回水位操作WG検討会 12月19日(火) 13:30~16:30

2. 検討の概要

① 河川管理者による資料説明と質疑応答

河川管理者より、資料1「河川管理者への検討・依頼事項」を用いて説明がなされた後、委員と河川管理者との質疑応答および意見交換がなされた。主な内容は以下の通り(例示)。

○楠葉地区での大型魚類の逃げ遅れ現象とその軽減対策について

- ・砂州からの逃げ遅れが問題であれば、砂州を掘削すればよいのではないかと。水位をコントロールするよりも、手を加えて逃げやすい地形にした方が合理的ではないかと。
 - ←掘削も検討されているが、掘削しても元に戻ってしまう可能性があるため、水位のコントロールも考えている。深いたまりを維持するために局地洗掘が起こるような巨石を置くことも1つの方法だろう。
 - ←淀川は洪水ごとに地形が変動するので、掘削等は考えない方がよいのではないかと。
- ・魚類の逃げ遅れに配慮した洗堰水位操作(放流量の減量)による影響はあるのか。
 - ←洗堰操作に時間がかかるようになり、全開から通常状態に戻すために夜間操作が必要になる可能性が出てくる。これを避けるために、水位低下速度を緩やかにするポイントを高浜水位 OP6.0m~5.5m に絞り、高浜水位が危険ゾーンでない場合は通常通りの操作、危険ゾーンの場合は放流量を減量することによって堰の操作時間の延長をできるだけ抑えたい。これにより、操作に要する時間に大きな変動は出ないと思っている。その他については、現在のところ、水位低下速度を緩やかにすることによる支障が出るとは考えていない(河川管理者)。

○琵琶湖沿岸部の内水排除施設について

- ・干拓事業において設置された排水ポンプは、それぞれ計画対象降雨が違っている。稼働可能な水位も変わってくると思うが、その辺りはどうなっているのか。
 - ←干拓事業は独自の基準で排水ポンプの容量等を設定されていると考えられる。例えば大中の湖は通常の琵琶湖水位でも水がつかってしまう場所があるので四六時中ポンプを稼働させている。ポンプの負担金や経費等について受益者と考えながらやっていると思われるので、河川管理者の考え方と違ってくるのは致し方ないのではないかと考えている。なお干拓がなされていない場所については、琵琶湖総の統一的な考え方で整備が行われたと理解している(河川管理者)。
- ・早い段階で浸水してしまう地域の内水排水ポンプの能力をあげればよいのではないかと。
 - ←降りはじめは、樋門を閉めてポンプで排水するよりも、樋門を開けたまま(自然流下)の方が効率的なので、ポンプの排水能力よりも自然流下量の方が多い場合は、樋門を開けたままにしておく。その際に水位が高くなった場合、一部浸水する場所が出てくる。ポンプ容量を大きくすれば浸水を多少減減することができるかもしれないが、なかなかゼロにはできないと思っている。ポンプの稼働費用負担等の調整ができればポンプ能力を増大できるかもしれないが、現時点では、調整できるかどうかは答えられない(河川管理者)。
- ・低い土地へ農地や家屋が進出してきているため、いくら対策をしても浸水被害が減らない。抜本的な対策を滋賀県と話し合う予定はないのか。
 - ←滋賀県も「沿岸での開発は一定の高さ以上に敷地を整備することを条件とする」というような施策を講じている。明治以降、琵琶湖水位の低下に伴って陸化された地域に農地等が開発されてきたが、琵琶湖を契機に一定の線が引けたことでひとつの解決になったと思っている。今後も県と協同して水害に強い地域づくり協議会で土地利用規制等の対策について検討していきたい(河川管理者)。
- ・「浸水被害 農地〇〇ha」といった計算結果を出す際は、干拓地を全てカウントしているのか。また、河川管理者には干拓地の浸水被害の解消も要求されているのか。
 - ←干拓地も含めて算出している。平成4年以降、田畑が浸水したのは平成7年だけだ。今年の出水でBSL+50cmまで水位が上昇し一部の畑のあぜの低い箇所が浸水したことは確認しているが、地元からの

具体的な要望は頂いていない（河川管理者）。

- ・農地排水の場合は、許容湛水深・許容湛水区域・許容湛水時間に基づいた計画がなされているので、干拓地の浸水を内水災害としてカウントしてしまうのはどうか。災害をカウントするにはその基準が分かるようになっているとよいのではないか。

←「被害」ではなく、浸水エリアを浸水想定区域図等で示してきた。「被害」には様々な定義があり、農地であれば農産物への被害が統計整理される。しかし、河川管理者としては農産物の被害は予測できないので、どのエリアでどの程度の湛水深が発生するかという情報を提示してきた（河川管理者）。

- ・琵琶湖の治水容量は、夏期制限水位（BSL-0.2m, -0.3m）と計画高水位 BSL+1.4m の間なのか、それとも夏期制限水位（BSL-0.2m, -0.3m）と常時満水位 BSL+0.3m の間なのか。

←そもそも琵琶湖はダムではないので下流に対する治水容量として計画に盛り込んでいないが、治水機能という意味での効果は持たせている。「治水機能を持たせるエリアは BSL+0.3m と BSL+1.4m のどちらか」と問われれば、BSL+1.4m だ。『淡海よ永遠に』（琵琶湖開発事業誌）にも BSL+1.4m までが洪水調節エリアとして記載されている（河川管理者）。

←琵琶湖とダムはどこが違うのか。

←ダムはピークカットのための容量を確保するための設計がなされる。容量を超える洪水の場合は流入量＝放流量となりダム湖の水位が上がるが、ダム湖周辺には被害が出ないように設計される。琵琶湖の場合は、下流淀川の水位が高くなった場合に洗堰を全閉するが、どこまでカットするかという容量はない。下流の洪水を防止するために全閉し続けることもあり、琵琶湖沿岸に被害が出る可能性もある。こういった点が琵琶湖とダムの大きな違いだと思っている（河川管理者）。

② 水位操作WG意見書についての意見交換

委員より、資料 2-1「生物から見た琵琶湖と淀川の水位変動」、別紙「治水に関する論点整理」、「利水・利用の基本的な考え方」について説明がなされた後、意見交換がなされた。主な意見は以下の通り（例示）。

- ・河川事業として行う遊水地は下流の水位を下げることを期待した事業だ。琵琶湖沿岸に遊水地帯をつくって夏期制限水位を上げてても下流への治水効果はないため、遊水地事業としての予算要求はできない。河川管理者としては手法を持っていない（河川管理者）。

←手法がないのであれば、代償する手法を考えないといけないのではないか。

←夏期制限水位をあげることによって発生する水位上昇を抑制する方法なしに夏期制限水位をあげるのは難しい。逆に言えば、水位上昇を抑制する対策を行えば夏期制限水位をあげる可能性はあるだろう。しかし、これまでも説明したとおり、その対策として補償、遊水地、保険を適用するのは困難だ（河川管理者）。

- ・常時満水位 BSL+0.3m という数字の根拠が不明確だ。河川法改正を受けて、洗堰水位操作規則も抜本的に検討すべきだという点を強調した方がよい。

- ・流域委員会で議論してきた「洗堰水位操作を琵琶湖本来の水位変動リズムに戻すべきだ」といったことを意見書に書かないといけない。本日の琵琶湖水位は BSL-0.63m だが、夏期制限水位にこだわらなければここまで下がっていない。洗堰水位操作試行は評価できるが、指摘すべき点は指摘しないといけない。

- ・琵琶湖の水位が 0.1～0.2m あがるのが環境にとってプラスになると言い切れるのかどうか。明確な意見を出しておくべきだ。

- ・資料 2-1 で「洗堰操作規則以降、琵琶湖の水位変動が変わってきている」としているが、河川管理者から示された 6～7月の降雨量が減ってきているという明確なデータを無視して、断定してしまうのはどうか。

③ 一般傍聴者からの意見聴取：2名から発言がなされた。主な意見は以下の通り（例示）。

- ・住民にとってわかりやすい説明を心がけて欲しい。本省が堰やダムの危機管理対策等の推進について指導をしているが、流域の計画にどう関連してくるのが見えてこない。今後、瀬田川洗堰や天ヶ瀬ダム、淀川大堰等に関連させて具体的に説明をして欲しい。

- ・宇治川の水生生物の生息環境が大きく変わってきている。宇治川は天ヶ瀬ダムや喜撰山発電所からの放流による水位変動の影響を受けている。天ヶ瀬ダム再開発によって砂州が掘削され、その後も復元しないため、ハイジャコも釣れなくなった。こういった問題があるということ念頭に置いて頂きたい。また、天ヶ瀬ダム再開発と琵琶湖沿岸の浸水軽減についても検討してほしい。琵琶湖を自然の水位変動リズムに戻すべきだとは思いますが、そのことと天ヶ瀬ダム再開発との関連についても検討してほしい。

以上

※結果報告は主な決定事項等の会議結果を迅速にお知らせするために庶務から発信させていただくものです。詳細な議事内容については、後日公開される議事録をご参照下さい。